

市川三郷町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月10日

市川三郷町代表監査委員 中澤 尚

市川三郷町監査委員 内藤 優



| 実施箇所 | 実施年月日 |
|-------------------------|----------------------|
| 一般会計 特別会計 上水道事業会計 | 平成26年11月 5日・6日・7日 |

1. 監査事項

一般会計・特別会計・上水道事業会計の予算に係る財務に関する事務事業の執行について

2. 監査対象期間

平成26年度

3. 監査執行者

中澤 尚 内藤 優

4. 監査結果

関係書類を監査した結果、特に指摘事項はなく、概ね適正に処理されていた。

気付いた点等

① 事業計画とその実施については、それぞれの方針にのっとり展開されていることが伺えた。財政面では、半期の執行状況については、後半での事業展開や年度支払いを予定しているものを除き、各科目とも40~50%

以上の執行率となっており、おおむね適正な執行状況であると理解した。

② 超過勤務手当に関して、課の中でも特定の職員が集中的に請け負っているところがある。健康面への配慮はもとより、せめて代休が取りやすい環境が必要であると感じた。

③ 委託契約において、業務の性質や継続性、利便性などもあって随意契約が主流となっている。やむを得ない状況であることは理解しているが、入札できるものはできるだけその方向で取り組んでいかれるよう望む。

工事請負契約にあっては落札率が高めであるが、より透明度を高め、経費節減につながる工事契約がなされるよう、より良い方途の検討を期待する。

④ 歳入面ではやはり滞納整理の問題があった。特に下水道事業において、現在の未納額約1,600万円余のうち、9割方が合併前から繰り越されたものだとのことである。相当部分が徴収不可能であるような状況になっているということで、十分に精査して処分できるものはしていくことも必要と考える。